

社会保障審議会障害者部会
委員各位

全国就労移行支援事業所連絡協議会
会長 石原康則

平成 27 年度に向けた障害福祉計画に関わる基本方針に対する意見

平成 27 年度から 29 年度に向けた現行計画（平成 24 年度から 26 年度）の見直しに際し、PDCA サイクルの導入を評価するとともに、以下の点を要望します。

• 全般的な課題

地域生活移行者の増加と一般就労者の増加は共生社会実現のための重要な成果目標です。特に、平成 30 年度の精神障害者雇用義務化を踏まえれば、一般就労への移行を成果目標とすることは極めて重要だと考えます。また、目標を設定するだけでなく、成果目標と活動指標が一定期間で評価され、見直しの対象となることは大きく評価したいと思います。

しかし、目標・指標の設定を評価・見直ししても制度上の支援策がなければ、目標・指標の意味が失われてしまいます。現在、事業所数の増加・利用者数の増加に伴い、事業所間の格差やサービス内容の適正化が課題となっています。PDCA サイクルが導入される障害福祉計画においては、指標の達成にしっかりした内実を与えるために、予算配分・制度運用の評価と見直しも十全に行われなければなりません。

• 福祉施設から一般就労への移行等に関わる活動指標について

福祉施設利用者の一般就労への移行者

平成 27 年度からの障害福祉計画においても、活動指標として残すべきです。

就労移行支援事業の利用者数

現行の指標では分母に生活介護事業と自立訓練事業が組み込まれています。日中活動系事業として分母が設定されているようですが、異なる利用者ニーズに基づく事業であるため、就労移行支援事業の利用者割合を活動指標とするのであれば、就労系障害福祉サービス事業所（就労移行支援事業所、就労継続支援事業所 A 型、就労継続支援事業所 B 型）の利用者数を分母にすることが望ましいと考えます。もしくは、割合ではなく、就労移行支援事業の利用人数そのものを活動指標としても良いのではないのでしょうか。

また、就労移行支援事業所による一般就労への移行率に格差があることから、平成 24 年 10 月より報酬の適正化が行われております。就労移行支援事業の事業目的の達成を推進するために、就労移行支援体制加算（定員の 25% 以上の利用者が一般就労し、6 ヶ月以上就労継続している）以上の事業所数を活動指標として追加することも検討して頂きたいと考えます。

就労継続支援事業 A 型の利用者数

就労継続支援事業 A 型は、事業所数・利用者数とも増加しています。しかし、労働時間が極

めて短い・短時間で浮いた自立支援給付費を利用者の賃金に充当するといったサービスの実態が疑問視されており、平成 24 年 10 月から報酬の適正化が行われました。この状況で、就労継続支援事業 A 型の利用者数を活動指標として設定し続けるかどうかは、検討の余地があります。

公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職件数

平成 27 年度からの障害福祉計画においても、活動指標として残すべきです。

障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数

利用者と企業双方にとって有効な事業であり、平成 27 年度からの障害福祉計画においても活動指標として残すべきですが、受講者数が伸びない理由を分析し、運用面の改善を図る必要があります。

障害者試行雇用事業の開始者数

福祉施設利用者が一般就労するに当たり、また、企業が障害者を雇用するに当たり、非常に重要な事業であり、平成 27 年度からの障害福祉計画においても活動指標として残すべきです。しかし、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて対象企業が厳格化されており、多くの企業が利用できなくなり、企業や就労系障害福祉サービス事業所から柔軟な運用を求める声が上がっています。精神障害者雇用義務化を念頭に、対象事業所の要件を緩和し、制度を柔軟に活用できるようにしなければなりません。

職場適応援助者による支援対象者数

この事業も利用者にとっても企業にとっても非常に重要な事業であり、平成 27 年度からの障害福祉計画においても活動指標として残すべきです。平成 23 年度までに目標が達成されなかった要因の一つとして、助成金の少なさ・支給申請の難しさ等が考えられます（障害者職業総合センター、「ジョブコーチ支援制度の現状と課題に関する調査研究」、2013 年 3 月）。そのため、指標の設定に合わせて活用促進を図るための助成金等の見直しが必要だと考えます。

障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

障害者就業・生活支援センターの拡充

障害者就業・生活支援センターも非常に重要な事業であり、これら二つの指標は平成 27 年度からの障害福祉計画においても活動指標として残すべきです。しかし、現状で、障害者就業・生活支援センターは、増え続ける登録者に対応した職員数の増加がなく、現場は疲弊しています。職員数の大幅な増加を見込めないまま、指標の設定をして支援対象者数を増加させることは、サービスの質の低下を引き起こすことになるでしょう。指標の設定に合わせて、就労系障害福祉サービス事業所・職場適応援助者・企業・医療機関といった地域資源の中での障害者就業・生活支援センターの役割の明確化、並びに支援対象者数に応じた委託費の見直し等が必要です。